

報告第 15 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

渋川市長 星 名 建 市

專 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

氏宅において、隣接する浜川市立金島中学校ソフトテニス部の活動により、繰り返しテニスボールが入り込み、同宅雨樋に修繕等を要するので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成２６年１２月１１日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月10日

澁川市長 星 名 建 市

1 和解の内容

当事者 甲 澁川市長 星 名 建 市

2

- (1) 甲は乙に対し、損害賠償金 255,200 円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

255, 200 円